平成 28 年２月 18 日

各　　位

会 社 名　　株式会社リビングギャラリー
代表者名　　代表取締役社長　藤田 幸成
（銘柄コード：8930）
問合せ先
役職･氏名　　専務取締役　　村田 清貴
電　　話　　025-246-0609

ストック・オプション（新株予約権）付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定ならびに平成27年11月27日開催の第25期定時株主総会の決議に基づき、ストック・オプションの実施を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって発行する新株予約権についての具体的な内容を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．新株予約権の割当対象者

当社及び当社子会社の取締役、従業員　　186名　　1,500個

２．新株予約権の発行要領

（１）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式1,500株とする。

なお、新株予約権を発行する日以降当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数　＝　調整前株式数×分割・併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

（２）発行する新株予約権の総数

1,500個とする。（新株予約権１個につき普通株式１株。ただし、前記（１）に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

（３）新株予約権の発行価額

無償とする。

（４）各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権１個当たりの払込みをなすべき金額は、１株当たりの払込価額（以下、行使価額とする。）に新株予約権１個につき割当てられる株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、金40,000円（本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成28年２月12日のグリーンシート銘柄としての売買値）とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使を除く。）または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」「新株式発行前の時価」をそれぞれ「処分する自己株式数」「自己株式処分前の時価」に読み替えるものとする。
また、新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

（５）新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額
60,000,000円

（６）新株予約権の行使により新株を発行した場合の発行価額のうち資本に組入れない額
30,000,000円

（７）譲渡による本新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（８）新株予約権の割当日
平成28年２月18日

（９）新株予約権の権利行使期間
平成29年11月28日から平成34年11月27日まで

（ご参考）
・第25期定時総会付議のための取締役会　平成27年11月10日
・第25期定時株主総会の決議日　平成27年11月27日

以　上